

当施設は介護保険の指定を受けています。
(北海道指定 第0174300038号)

「指定介護老人福祉施設」

特別養護老人ホーム ハイツ・野いちご 重要事項説明書

基本理念

「その人がその人らしく」

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護3」以上に認定された方が対象となります。

1. 事業者

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 浜中福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 北海道厚岸郡浜中町茶内緑91番地 |
| (3) 電話番号 | 0153-65-3100 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 安藤 義幸 |
| (5) 設立年月 | 平成7年3月28日 |

2. 事業の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 事業の種類 | 指定介護老人福祉施設
平成12年4月1日指定 北海道0174300038号 |
|-----------|--|

(2) 事業の目的

指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。この施設では、常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

- | | |
|--------------|--------------------|
| (3) 施設の名称 | 特別養護老人ホーム ハイツ・野いちご |
| (4) 施設の所在地 | 北海道厚岸郡浜中町茶内緑91番地 |
| (5) 電話番号 | 0153-65-3100 |
| (6) 施設長（管理者） | 大橋 務 |

(7) 当施設の運営方針

当施設では、ご契約者の心身その他おかれている条件を的確に踏まえた中で、いつでも安心して暮らしていけるよう、ご契約者やご家族の希望を最大限取り入れたきめ細かなサービス提供に努めます。

(8) 開設年月 平成8年4月1日

(9) 入所定員 50人(ショートステイ10人)

(10) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護] 平成12年4月1日指定 北海道0174300038号 定員10名

[通所介護] 平成12年4月1日指定 北海道0174300038号 定員30名

[居宅介護支援事業] 平成12年4月1日指定 北海道0174300038号

3. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建 1階

(2) 建物の延べ床面積 3,119.68 m²

(3) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	16室	従来型 1室あたり16.80 m ²
2人部屋	7室	多床室 // 22.80 m ²
4人部屋	5室	多床室 // 35.75 m ²
ショート2人部屋	5室	多床室 // 22.42 m ²
合計	33室	
食堂	1室	96.00 m ²
機能回復訓練室	1室 80.65 m ²	[主な設置機器] 平行棒・訓練用アングルセット
浴室	1室	機械浴・特殊浴槽完備 90.38 m ²
医務室	1室	15.75 m ²

(4) 居室の変更

ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族と協議のうえ決定するものとします。

(5) 居室に関する特記事項

個室には居室内トイレを設置しておりますが、その他の居室につきましては、居室外に共用のトイレ2ヶ所設置してあります。また、ご契約者の心身の状態により簡易トイレが利用できます。

(6) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく居住費、施設・設備

2人部屋を個室として利用する場合	9,900 円/日
------------------	-----------

*上記は、介護保険の給付対象とならないため、ご利用の際は、ご契約者に別途利用料金をご負担いただきます。

4.職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<配置職員の職種>

(1) 介護職員

ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

(2) 生活相談員

ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

(3) 看護職員

主にご契約者の健康管理を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。

(4) 機能訓練指導員

ご契約者の機能訓練を1名の機能訓練指導員が担当します。

(5) 介護支援専門員

ご契約者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。

(6) 医師

ご契約者に対して健康管理の指導を行います。医師を嘱託配置しています。

<主な職員の配置状況>

職 種	常勤換算 (令和5年12月現在)	指定基準
1.施設長(管理者)	0.7	1名(兼務可)
2.介護職員	24.6	20名(兼務可)
3.生活相談員	1	1名(兼務可)
4.看護職員	4	2名(兼務可)
5.機能訓練指導員	2	1名(兼務可)
6.介護支援専門員	1	1名(兼務可)
7.医 師	0.1	1名(嘱託可)
8.栄養士	0.7	1名(兼務可)

常勤換算:職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数(例:週37.5時間)で除した数です。

<主な職種の勤務体制>

職員の職種	勤 務 体 制	休 日
施設長	正規の勤務時間帯(8:20~17:10)常勤で勤務	4週8休
生活相談員	正規の勤務時間帯(8:20~17:10)常勤で勤務	4週8休

介護職員	早番A(6:30~15:00) 早番B(7:00~15:30) 日勤(8:30~17:00) 遅番(10:45~19:15) 準夜勤(15:30~0:00) 深夜勤(0:00~8:30)	原則4週9休
看護職員	勤務(7:30~16:30) (8:00~17:00) (9:00~18:00) 看護師3名体制で勤務(特別養護老人ホームと兼務) 夜間は自宅待機(当番制)を行い緊急時に備えます。	原則4週10休
機能訓練指導員	正規の勤務時間帯(8:20~17:10)常勤で勤務	4週8休
医師	週1日(水曜日)14:00~15:00まで勤務	非常勤
栄養士	正規の勤務時間帯(8:20~17:10)常勤で勤務	4週8休

5. 災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホームハイツ・野いちご消防計画」にのっとり対応を行います。			
近隣との協力関係	茶内自治会と日頃の連携を密にし、非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練等	「特別養護老人ホームハイツ・野いちご消防計画」にのっとり、年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。			
防災設備 (特別養護老人ホームと共通)	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	2箇所
	避難階段	なし	屋内消火栓	2箇所
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	6箇所	漏電火災報知機	あり
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり
	カーテン、布団等は防煙性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出日:平成29年2月1日変更届出 防火管理者:施設長 大橋 務			

6. 緊急時・事故発生時の対応

ご利用者に容体の変化、事故等の緊急時及び事故発生時には、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族等の緊急連絡先に速やかに連絡いたします。

- (1) 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 指定介護老人福祉施設は、(1)の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録します。
- (3) 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (4) 指定介護老人福祉施設は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

7. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設が提供する基準介護サービス（契約書第4条参照）以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割（場合によっては8割や7割）が介護保険から給付されます。

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

利用料金が介護保険から給付される場合
利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

〈サービスの概要〉

①居室の提供

②食事

当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

（食事時間）朝食：7:45～8:30 昼食：12:00～12:45 夕食：17:30～18:45

③入浴

入浴又は清拭を週2回行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

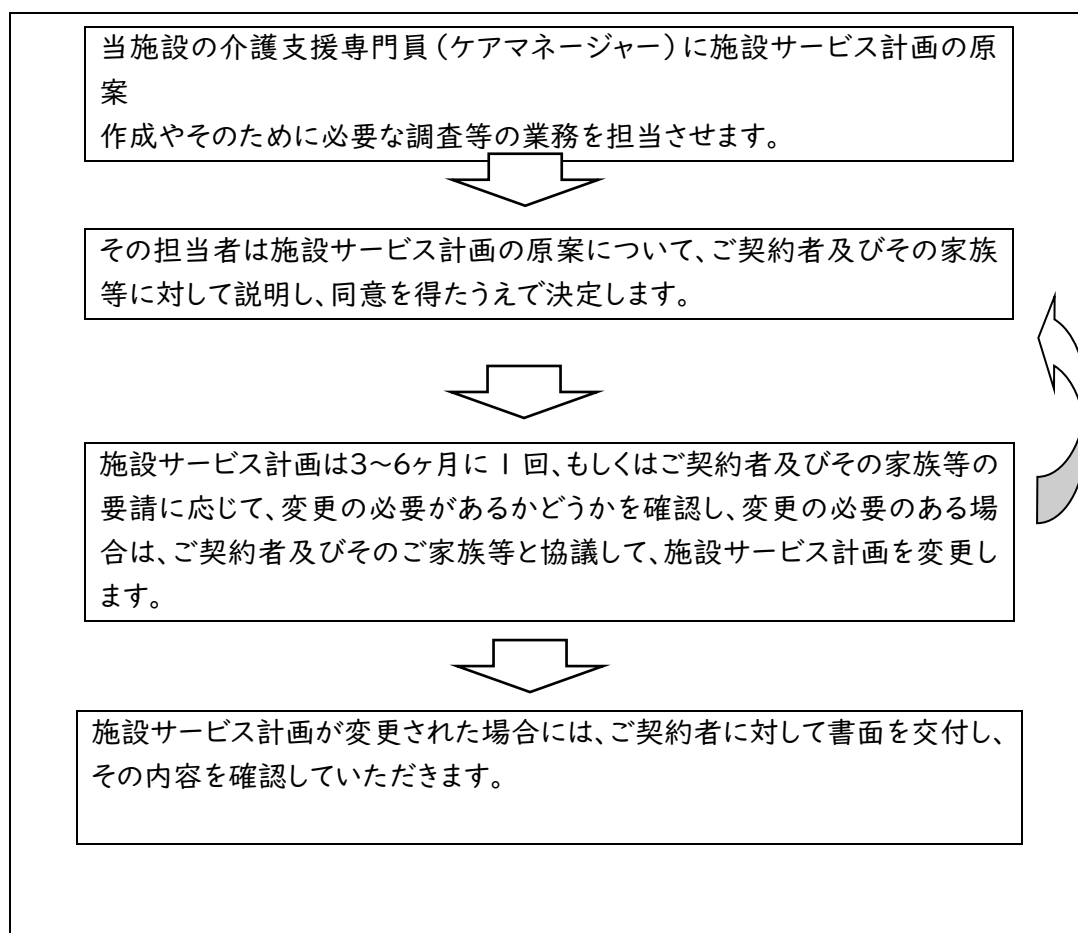
機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

医師や看護職員が、健康管理を行います。

8. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画(ケアプラン)」に定めます。「施設サービス計画(ケアプラン)」の作成及びその変更は次の通り行います。(契約書第3条参照)



9. サービス提供における事業者の義務(契約書第9条、第10条参照)

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

〈サービス利用料金(1日あたり)〉(契約書第7条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

- (1) 1割負担の場合
別表1を参照
- (2) 2割負担の場合
別表2を参照
- (3) 3割負担の場合
別表3を参照

- ①ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ②介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- ③居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額とします。
- ④サービス利用料金については、市町村より発行される介護保険負担割合証で利用者負担の割合によって3段階(1割・2割・3割)の支払いが決定します。
- ⑤ご契約者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく1日当りの利用料金は、下記のとおりです。(契約書第21条、第24条参照)

サービス利用料金	2,460 円
居室に係る自己負担	円
うち、介護保険から給付される金額	2,214 円
自己負担額(1+2-3)	円

〈当施設の居住費・食費の負担額〉(特定入所者介護サービス費等)

(日額概数)

- (1) 1割負担の場合
別表1を参照
- (2) 2割負担の場合
別表2を参照
- (3) 3割負担の場合
別表3を参照
- (4) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第7条参照)は、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈自己負担のサービスと利用料金〉

- ①特別な居室ご契約者のご希望により2人部屋を個室として入居される場合、次の料金をお支払い頂きます。1日あたりの料金 9,900円
- ②特別な食事等(酒類を含みます。)ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。利用料金:要した費用の実費
- ③理美容
[理髪サービス]
月に1回、理容店の出張による理髪サービス(散髪、顔剃)をご利用いただけます。
利用料金:1回あたり標準1,000~3000円(髪型等により、利用料金が変わります。)

④貴重品の管理

ご契約者の希望により、以下の貴重品管理サービスをご利用いただけます。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記、預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

・保管管理者：施設長 大橋 務

○出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、保管管理者へ申し出ていただきます。

・保管管理者は申し出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しを毎月ご契約者へ交付します。

○利用料金：1,000円(1カ月)

⑤医療機関への受診に係る交通費

片道50km以上、且つ所要時間が3時間以上となる受診(通院・入退院・転院・入所等)は、1kmあたり40円の燃料代実費相当額を徴収させていただきます。但し、介護事故等に係る医療機関受診については、この限りではありません。

⑥レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションや種々の活動に参加していただく事ができます。利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑦複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。1枚につき 15円

⑧日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

※おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑨契約書第22条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金(1日あたり)

ご契約者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
従来型個室 I	5,890 円	6,590 円	7,320 円	8,020 円	8,710 円
夜勤職員配置加算 I	-円	-円	-円	-円	-円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	180 円	180 円	180 円	180 円	180 円
看護体制加算 I	60 円 130	60 円	60 円	60 円	60 円
看護体制加算Ⅱ	円	130 円	130 円	130 円	130 円
居住費	1,231 円	1,231 円	1,231 円	1,231 円	1,231 円
多床室Ⅱ	5,890 円	6,590 円	7,320 円	8,020 円	8,710 円
夜勤職員配置加算 I	-円	-円	-円	-円	-円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	180 円	180 円	180 円	180 円	180 円
看護体制加算 I	60 円	60 円	60 円	60 円	60 円
看護体制加算Ⅱ	130 円	130 円	130 円	130 円	130 円
居住費	855 円	855 円	855 円	855 円	855 円

⑩ご契約者が、要介護認定で自立または要支援と判定された場合 5,890円/日

・食事に係る利用料 1日 1,500円

・その他の利用料 実費

*経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

〈利用料金のお支払方法〉(契約書第7条参照)

利用料金・各種費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月21日までに以下のいずれかの方法でお支払下さい。

(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 施設がお預かりする預金口座から、下記指定口座への自動振替

イ. 窓口での現金払い

ウ. 下記指定口座への振り込み

大地みらい信用金庫 浜中支店 普通預金 0996561

(1) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

*但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

(2) 協力医療機関

医療機関の名称	浜中町立浜中診療所
所在地	厚岸郡浜中町霧多布東3条1丁目40番地
診療科	内科
医療機関の名称	東北海道病院
所在地	釧路市若竹町7-19
診療科	整形外科
医療機関の名称	釧路孝仁会記念病院
所在地	釧路市愛国191番212
診療科	脳神経外科
医療機関の名称	浜中町立茶内歯科診療所
所在地	厚岸郡浜中町茶内緑100番地
診療科	歯科

8. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。（契約書第16条参照）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|---|

(1) 契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第17条、第18条参照）契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合② ご契約者が入院された場合③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑥ 他の利用者をご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|--|

(2) 事業者からの申出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第19条参照）以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 6 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくはほか利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合



(3) 当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下のとおりです。

①検査入院等、短期入院の場合

1か月につき6日以内(連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊)の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。ただし、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。(1日あたり 円)

②上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3か月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。ただし、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に施設の受け入れ準備が整っていないときには、併設されている 短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入所の期間内は上記利用料金をご負担いただきます。

③3か月以内の退院が見込まれない場合

3か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

④3か月以内の退院が見込まれない場合

3か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

⑤入院期間中の利用料金

入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。なお、ご契約者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただくときには、所定の料金をご負担いただく必要はありません。

(4) 円滑な退所のための援助(契約書第20条参照)

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心

身の状況置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- | |
|-----------------------------|
| ○適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介 |
| ○居宅介護支援事業者の紹介 |
| ○その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介 |

9. 残置物引取人(契約書第23条参照)

契約締結にあたり、身元引取人をお願いすることはありません。ただし、入所契約が終了した場合、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。(契約書第23条参照)当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、ご契約者または残置物引取人にご負担いただきます。

*入所契約締結時に残置物引取人が定められていない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

10. 高齢者虐待防止について

社会福祉法人浜中福祉会は、ご利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 高齢者虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待に関する担当者	施設長 大橋 務
-----------	----------

(2) 高齢者虐待防止委員会を定期的に開催し、虐待防止策に関し、その実態把握と改善について協議し、その会議録を記録する。結果は職員に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、職員又は介護者(現に介護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

11. 身体拘束について

原則としてご利用者に対しての身体拘束を廃止しております。身体拘束廃止に向けての基本的な考え方として、ご利用者の安全を身体拘束によって図るものではなく、介護のマネジメント過程において事故の防止対策を尽くすことを目標としています。ただし、自傷他害等のおそれがある場合や、ご利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶなどの「緊急止むを得ない場合」には、ご利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。

「緊急止むを得ない場合」の対応として身体拘束を行う場合には、以下の要件をすべて満たすものとする。

(1) 緊急性

直ちに身体拘束を行わなければ、ご利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

(2) 非代替性

身体拘束以外に、ご利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

(3) 一時性

ご利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、介護職等個人ではなく、身体拘束廃止委員会の同意を必要とする。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、時間帯、期間等についての記録を行います。また、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

12. 特定個人情報の保護について

<p>① ご利用者及びそのご家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① ご利用者又はそのご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとしします。</p> <p>② 社会福祉法人浜中福祉会及びその職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 社会福祉法人浜中福祉会は、職員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に明記します。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 社会福祉法人浜中福祉会は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 社会福祉法人浜中福祉会は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。</p> <p>③ 社会福祉法人浜中福祉会が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしします。</p>

13. BCP 業務継続計画について

社会福祉法人浜中福祉会は、自然災害や感染症、事故等のあらゆる危機に対し、ご利用者と職員の生命及び健康、安全を守り、サービス提供を継続するため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14. 苦情等申立について

- (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口(担当者) [職名] 施設長 大橋 務
 - 受付時間 毎週月曜日～金曜日(土曜日、日曜日、祝祭日および12月29日から1月3日を除く) 8:20～17:10
 - 電話番号 0153-65-3100 FAX0153-65-2738
 - (2) 当施設における苦情解決委員 苦情解決委員に直接申し出ることもできます。
 - 佐々木 栄 浜中町茶内若葉2丁目10番地 電話番号 0153-65-2715
 - 佐藤 清勝 浜中町茶内橋北東54番地 電話番号 0153-65-2274
 - 三膳 時子 浜中町霧多布西4条1丁目17番地 電話番号 090-8277-8805
- *また、苦情受付ボックスをロビーに設置しています。

- (3) 行政機関その他苦情受付機関

浜中町役場 介護保険担当課	所在地	北海道厚岸郡浜中町湯沸 445 番地
	電話番号	0153-62-2319
	FAX	0153-62-2229
	受付時間	8時30分～17時15分
北海道国民健康保 険 団体連合会	所在地	札幌市中央区南2条西14丁目
	電話番号	011-231-5161
	受付時間	9時00分～16時00分

15. 第三者評価の実施状況

当法人では、第三者評価は実施していません。

緊急連絡先	
氏名:	続柄:
住所:	電話番号:

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム ハイツ・野いちご
 説明者職名 生活相談員 氏名 梅村 佳子

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____

氏 名 _____

代理人住所 _____

代理人氏名 _____

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第39号(平成11年3月31日)第4条の規定に基づき、入所申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。